

下呂市告示第 95 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道を次のように供用開始する。

その関係図面は令和 5 年 3 月 31 日から 2 週間、別表の個所において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 31 日

下呂市長 山 内 登

別 表

縦 覧 個 所	閲 覧 時 間	備 考
下呂市役所 下呂総合庁舎内 建設部 建設総務課	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 但し、土日祭日除く	

記

番 号	路 線 名	起 点 終 点	供用開始の期日
1	中原西 32 号線	下呂市門原字深谷 172 番 2 地から 下呂市門原字タル下 335 番地まで	令和 5 年 4 月 3 日